# 第１ 利用者のために

１ 調査の概要

1. 調査の目的

2015 年農林業センサスは、平成 27 年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成

19 年法律第 53 号）第２条第４項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

1. 調査の対象

農林業経営体調査においては、規定（「２ 用語の解説」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。）を対象とした。

1. 調査期日

平成 27 年 2 月 1 日現在で実施した。

1. 調査方法

農林業経営体調査については、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査（状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。）により実施した。

# ２ 用語の解説

1. 農林業経営体

|  |  |
| --- | --- |
| 農林業経営体 | 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。   1. 経営耕地面積が 30a 以上の規模の農業 2. 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業   ①露地野菜作付面積 15a  ②施設野菜栽培面積 350 ㎡  ③果樹栽培面積 10a  ④露地花き栽培面積 10a  ⑤施設花き栽培面積 250 ㎡ |

|  |  |
| --- | --- |
| 農業経営体  林業経営体  家族経営体組織経営体  農家以外の農業事業体（販売目的） | ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭  ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭  ⑧豚飼養頭数 15 頭  ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽  ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽  ⑪その他 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模   1. 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前 5 年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。） 2. 農作業の受託の事業 3. 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 ㎥以上の素材を生産した者に限る。）   農林業経営体の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。  農林業経営体の規定のうち(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。  世帯で事業を行う者をいう。  世帯で事業を行わない者（家族経営でない経営体）をいう。  平成 27 年 2 月 1 日現在で 10a 以上の経営耕地を有するか、あるいは経  営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前 1 年  間における農産物販売金額が 15 万円以上であった農業経営体のうち、世帯（農家）以外のもので、農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とするものをいう。 |

1. 組織形態別

|  |  |
| --- | --- |
| 法人化している  (法人経営体) | 農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は  含まれる。）。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 農事組合法人  会社  株式会社  合名・合資会社  合同会社各種団体  農協  森林組合  その他の各種団体  その他の法人  地方公共団体・財産区 | 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。  以下に該当するものをいう。  会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。  会社法に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。  会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。以下に該当するものをいう。  農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。  森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。  農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第３セクター）もここに含める。  農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。  地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。  財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。 |

1. 土地

|  |  |
| --- | --- |
| 経営耕地 | 調査期日現在で経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑） をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。  経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地  **経営耕地の取り扱い方**   1. 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。 2. 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。 3. 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。 4. 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。 5. 調査期日前 1 年間に 1 作しか行われなかった耕地で、その 1 作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。 6. 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。 7. 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業事業体の経営耕地とした。 8. 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇   〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。  **耕地の取り扱い方**  (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の 2 割に当たる部分だけを田の面 |

|  |  |
| --- | --- |
| 田 | 積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。   1. 災害や労力の都合などで調査期日前 1 年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とは   せず耕作放棄地とした。   1. 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに 1 回も作付していなければ耕地とはしなかった。 2. 宅地内でも 1a 以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。 3. ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。 4. 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。   なお、施肥・補播などの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。   1. 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。 2. 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。 3. 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。   耕地のうち、水をたたえるためのけい畔がある土地をいう。  水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。   1. 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や湛水のためビニールを張り水稲を作っている土地。）も田とした。 2. ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年作物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。   また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 稲を作った田  食用  飼料用  二毛作した田  稲以外の作物だけを作った田  何も作らなかった田  畑  普通作物を作った畑  飼料用作物 だけを作った畑 | なお、水をたたえるためのけい畔を作らずに畑地にかんがいしている土地は、たとえ稲を作っていても畑とした。  食用又は飼料用の水稲を作った田をいう。  水稲を作った田のうち、食用（主食用米、加工用米及び米粉用米）の稲を作った田をいう。  水稲を作った田のうち、飼料用（ホールクロップサイレージ（WCS） 用稲、飼料用米、飼料用の青刈り稲など）の稲を作った田をいう。  なお、飼料用以外の青刈り稲は稲以外の作物に含めた。  食用又は飼料用の水稲を作った田のうち、二毛作（裏作）をした田をいう。  水稲以外の作物だけを作った田をいう。  なお、飼料用以外の青刈り稲等、食用と飼料用以外の用途で稲を作った田はここに含めた。  災害や労働力不足、転作などの理由で、過去 1 年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田をいう。  ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。  耕地のうち、田と樹園地を除いた耕地をいう。  畑のうち、牧草専用地を除く全てのもので、通常、草本性作物又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。  また、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な畑も含めた。  飼料用作物や牧草のみを栽培した畑をいう。牧草と輪作している畑はここに含めた。  牧草だけを継続して作った畑は、「牧草専用地」とした。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 牧草専用地  何も作らなかった畑  樹園地  借 入 耕 地 耕作放棄地  保有山林 | 牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。   1. 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。 2. 草地造成により造成した牧草地はここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。   ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。  災害や労働力不足などの理由で、過去 1 年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある畑をいう。  ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含めない。  木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが 1a 以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理をしている土地をいう。  花木類などを 5 年以上栽培している土地もここに含めた。  樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。  他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。  以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。  世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りてい  る土地（借入林）を加えたものをいう。 |

1. 農業経営組織別

|  |  |
| --- | --- |
| 単一経営経営体  複合経営経営体 | 農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が 8 割以上の経営体をいう。  単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 8  割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。 |

1. 販売目的の作物

|  |  |
| --- | --- |
| 販売目的の作物 | 販売目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培） した場合は含めない。  また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたま一部自給向けに  した場合は含めた。 |

1. 販売目的の家畜

|  |  |
| --- | --- |
| 乳用牛  肉用牛  豚  採卵鶏  ブロイラー | 現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。  なお、肉用として肥育している未経産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1 週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。  肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。  乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。  自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している 6 か月齢以上のめす豚をいう。  卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。  種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含め  た。  当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後 3 か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。  肉用種、卵用種は問わない。 |

1. 農作業の受託

|  |  |
| --- | --- |
| 農作業の受託  水稲作作業の | 自分の持っている機械（借入れを含む。）を使ってよその農作業を個人的に請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含む。  全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稲作の育苗から乾燥・調 |

|  |  |
| --- | --- |
| 受託 | 製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。  部分作業受託とは、水稲作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1 種類以上の作業について受託したこと  をいう。 |

1. 農業経営の取組

|  |  |
| --- | --- |
| 環境保全型農業  化学肥料の低減  農薬の低減  堆肥による土作り  農業生産関連事業  農産物の加工  消費者に直接販売  貸農園・体験農園等  観光農園 | 地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土作りを行うなど、環境に配慮した農業をいう。  化学肥料を使用しない、または地域の慣行と比較して、化学肥料の投入量や回数の低減に取り組んだ場合をいう。  農薬を使用しない、または地域の慣行と比較して、農薬の投入量や回数の低減に取り組んだ場合をいう。  堆肥を耕地に還元して土作りを行った場合をいう。  「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業をいう。  販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。  自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。  所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。  なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。  農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている事業をい |

|  |  |
| --- | --- |
| 農家民宿  農家レストラン  海外への輸出事業収入 | う。  農業を営む者が、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。  農業を営む者が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。  農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。  農業生産に関連した事業における諸経費を差し引く前の売上合計金額  （消費税を含む。）をいう。 |

1. 農業用機械

|  |  |
| --- | --- |
| 所有台数 | 機械の購入者ではなく、実際に機械を管理している者をその機械を所有している者とみなした。  また、数戸で共有している機械で、現在、当該調査客体が保管・管理  している機械も含めた。 |

1. 農家等

|  |  |
| --- | --- |
| 農家  販売農家  自給的農家  土地持ち非農家 | 経営耕地面積が 10a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上の世帯をいう。  経営耕地面積が 30a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。  経営耕地面積が 30a 未満で、かつ、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。  農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて 5a 以上所有している世帯をいう。 |

1. 主副業別

|  |  |
| --- | --- |
| 主業農家  準主業農家  副業的農家  農業専従者 | 農業所得が主（農家所得の 50％以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。  農外所得が主（農家所得の 50％未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。  調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。  調査期日前 1 年間に自営農業に 150 日以上従事した者をいう。 |

1. 専兼業別

|  |  |
| --- | --- |
| 専業農家兼業農家兼業従事者  第 1 種兼業農家  第 2 種兼業農家  生産年齢人口 | 世帯員の中に兼業従事者が 1 人もいない農家をいう。  世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。  調査期日前 1 年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者をいう。  農業所得を主とする兼業農家をいう。農業所得を従とする兼業農家をいう。  15～64 歳の者をいう。 |

1. 経営者・後継者等

|  |  |
| --- | --- |
| 経営者  農業後継者  経営方針の決 | 農業経営に責任を持つ者をいい、農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定を行うといった、日常の管理運営全般を主宰する者をいう。  15 歳以上の世帯員で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう  （予定者を含む。）。  経営者以外で、調査期日前 1 年間に自営農業に関する、以下のいずれ |

|  |  |
| --- | --- |
| 定参画者（経営者を除く。） | かの決定に参画した世帯員をいう。  ・生産品目や飼養する畜種の選定・規模  ・出荷先  ・資金調達  ・機械・施設などへの投資  ・農地借入  ・農作業受託（請負）  ・雇用及びその管理 |

1. 労働力

|  |  |
| --- | --- |
| 農業従事者  農業就業人口  基幹的農業従事者  経営者・役員等  雇用者  常雇い  臨時雇い | 15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者をいう。  農業従事者（自営農業に従事した世帯員）のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。  農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。  男女を問わず、その農業経営に責任を持つ者をいい、会社等における経営の責任者や役員、集落営農や協業経営における構成員等をいう。  ただし、農業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。  雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。  主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない）に際し、あらかじめ 7 か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。  日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい、手伝いを含む。  なお、農作業を委託した場合の労働は含めない。  また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに |

農業経営のための農作業に従事した場合や、7 か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

1. 素材生産量

|  |  |
| --- | --- |
| 素材生産量 | 素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。  一般的には立方メートル（㎥）の単位で表示される。  なお、立木買いによる素材生産（立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう）量を含む。 |

# ３ 利用上の注意

1. 数値については、単位ごとに四捨五入してあるため、総数とその内訳を合計したものが一致しない場合がある。
2. 表中に使用した記号は次のとおりである。

「０」…単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）

「－」…調査は行ったが事実のないもの

「…」…事実不詳及び調査を欠くもの、又は比較不能のもの

「△」…減少したもの

「×」…調査客体の情報保護の観点から、統計表の項目ごとに経営体（農家）数が 2 以下となるような場合などに、経営内容が類推できないように個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

1. 2005 年農林業センサス及び 2010 年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が農林業経営体の規定のいずれかに該当する場合、それぞれを別の農林業経営体として調査を実施し、農林業経営体数としてカウントしていたが、2015 年農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、複数の経営を有する世帯を 1 つの農林業経営体として調査を実施し、カウントするよう変更したため、留意する必要がある。